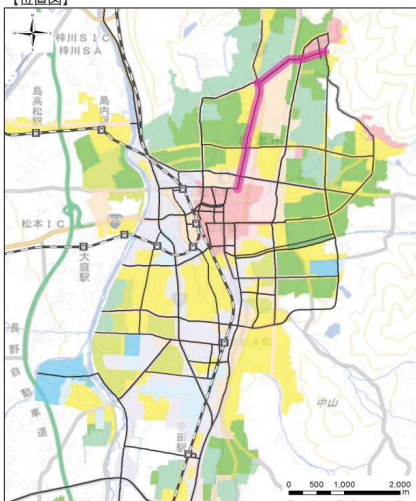
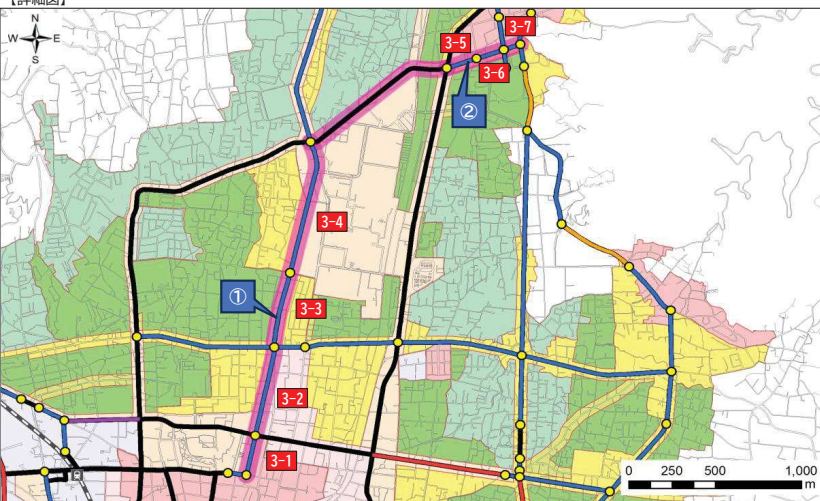


路線番号・路線名 都市計画決定経緯		3・4・3 丸の内浅間線		計画延長	3,340m	代表幅員	16m	車線数	2車線																						
当初決定	S36.3.16	Ⅱ.2.3小池浅間線 L=3,970m W=16m(L=860m,W=18m)																													
第1回変更	S41.12.27	一部幅員変更 L=420m W=16m→20m (ﾌﾟﾗﾀﾞ保護のため2mの分離帯を設けるため(図面なし))																													
第2回変更	S55.2.28	都市計画法施行規則制定に伴う名称変更→3.4.3小池浅間線																													
第3回変更	H12.2.24	法改正及び政省令の改正に伴う車線数の追加																													
第4回変更	R5.3.9	都市計画道路の見直しによる一部削除(起点変更)L=3,970m→3,340m、名称変更→3.4.3丸の内浅間線																													
対象路線区間割り図										整備状況：令和7年3月末現在																					
【位置図】  【詳細図】  凡 例 ◆対象区間 - 見直し対象(概成済) - 見直し対象(一部概成済) - 見直し対象(未整備) ◆対象外区間 - 整備済 - 事業中 - 整備予定路線(道路整備五箇年計画) - 未整備										現況 区間3-3  区間3-5 																					
区間番号	区間の現況と計画					必要性検討指標															代替性検討指標		検証1	検証2	総合評価 (見直し素案)						
	区間延長 (m)	沿道用途指定	現況幅員 (m)	整備状況	計画幅員 (m)	都市環境機能			都市防災機能			収容空間機能			市街地形成機能						代替性	ネットワーク (連続性)	土地利用面								
						土地利用緩衝機能	幹線道路網密度の向上機能	緊急輸送機能	避難支援機能(地震災害)	消防活動困難区域の解消機能	延焼遮断機能	避難支援機能(洪水災害)	電線共同溝の収容機能	公共交通運行支援機能	都市機能誘導機能	居住誘導機能	開開発計画支援機能	開開発計画支援機能	トラフィック機能	渋滞緩和機能				中心市街地通過交通抑制機能		自転車の安全性確保機能	歩行者等の安全性確保機能	道路の連続性確保機能	観光施設へのアクセス機能	必要性該当数	
3-1	250	住/商	12	未整備	16	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	12	評価対象外	-	-	-	存続候補
3-2	570	商	8	未整備	16	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	○	9	評価対象外	-	-	-	存続候補
3-3	480	商	8	未整備	16	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	-	○	10	評価対象外	-	-	-	存続候補
3-4	880	住	7	未整備	16	-	-	○	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	10	評価対象外	-	-	-	存続候補
3-5	200	商/住	9	未整備	16	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	7	代替性なし	その他	用途地域要調整	条件付変更廃止候補		
3-6	170	商/住	-	未整備	16	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	5	代替性なし	その他	用途地域要調整	条件付変更廃止候補		
3-7	80	商/住	-	未整備	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	2	代替性なし	その他	用途地域要調整	条件付変更廃止候補		

注1) 沿道用途指定：住→住居系用途地域、商→商業系用途地域、工→工業系用途地域、調→市街地調整区域
 注2) ○：必要性該当あり

路線番号・路線名		3・5・4 蟻ヶ崎新井線	計画延長	3,160m	代表幅員	12m	車線数	2車線
都市計画決定経緯								
当初決定	S36.3.16	Ⅱ：3.3城山新井線 L=4,230m W=12m(L=170m、W=9m)						
第1回変更	S55.3.12	都市計画法施行規則制定に伴う名称変更→3.5.4城山新井線						
第2回変更	H12.2.21	法改正及び政省令の改正に伴う車線数の追加						
第3回変更	R1.11.18	起点変更L=4,230m→3,160m 名称変更→3.5.4蟻ヶ崎新井線(都市計画道路見直しによる変更)						

対象路線区間割り図

【位置図】

【詳細図】

凡 例

- ◆対象区間
 - 見直し対象(概成済)
 - 見直し対象(一部概成済)
 - 見直し対象(未整備)
- ◆対象外区間
 - 整備済
 - 事業中
 - 整備予定路線(道路整備五箇年計画)
 - 未整備

整備状況：令和7年3月末現在

現況

区間4-1

区間4-2

区間番号	区間の現況と計画					必要性検討指標																	代替性検討指標	検証1	検証2	総合評価（見直し素案）			
	区間延長（m）	沿道用途指定	現況幅員（m）	整備状況	計画幅員（m）	都市環境機能		都市防災機能				収容空間機能		市街地形成機能				交通機能											
						土地利用緩衝機能	幹線道路網密度の向上機能	緊急輸送機能	避難支援機能（地震災害）	消防活動困難区域の解消機能	延焼遮断機能	避難支援機能（洪水災害）	電線共同溝の収容機能	公共交通運行支援機能	都市機能誘導機能	居住誘導機能	開発計画支援機能	開発計画支援機能	トラフィック機能	渋滞緩和機能	中心市街地通過交通抑制機能	自転車の安全性確保機能					歩行者等の安全性確保機能	道路の連続性確保機能	観光施設へのアクセス機能
4-1	900	住	5	未整備	12	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	10	評価対象外	-	-	存続候補
4-2	190	住/商	6	未整備	12	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	8	評価対象外	-	-	存続候補	
4-3	580	住	-	未整備	12	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	9	評価対象外	-	-	存続候補	
4-4	810	住	-	未整備	12	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	9	評価対象外	-	-	存続候補	
4-5	970	住	-	未整備	12	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	7	代替性なし	その他	-	存続候補	

注1) 沿道用途指定：住→住居系用途地域、商→商業系用途地域、工→工業系用途地域、調→市街化調整区域

注2) ○：必要性該当あり

各区間において延長が最長の沿道状況を反映

路線番号・路線名		3・5・31 高宮渚線	計画延長	2,000m	代表幅員	12m	車線数	2車線
都市計画決定経緯								
当初決定	S36.3.16	Ⅱ.3.12高宮渚線 L=2,050m W=12m						
第1回変更	S55.3.12	都市計画法施行規則制定に伴う名称変更→3.5.31高宮渚線						
第2回変更	H10.2.13	起点変更 L=2,000m(R19拡幅決定に伴う変更)						
第3回変更	H12.2.21	法改正及び政省令の改正に伴う車線数の追加						

対象路線区間割り図

【位置図】

【詳細図】

整備状況：令和7年3月末現在

現況

区間31-1（現道なし）

区間31-3（現道なし）

凡 例

- ◆対象区間
 - 見直し対象（概成済）
 - 見直し対象（一部概成済）
 - 見直し対象（未整備）
- ◆対象外区間
 - 整備済
 - 事業中
 - 整備予定路線（道路整備五箇年計画）
 - 未整備

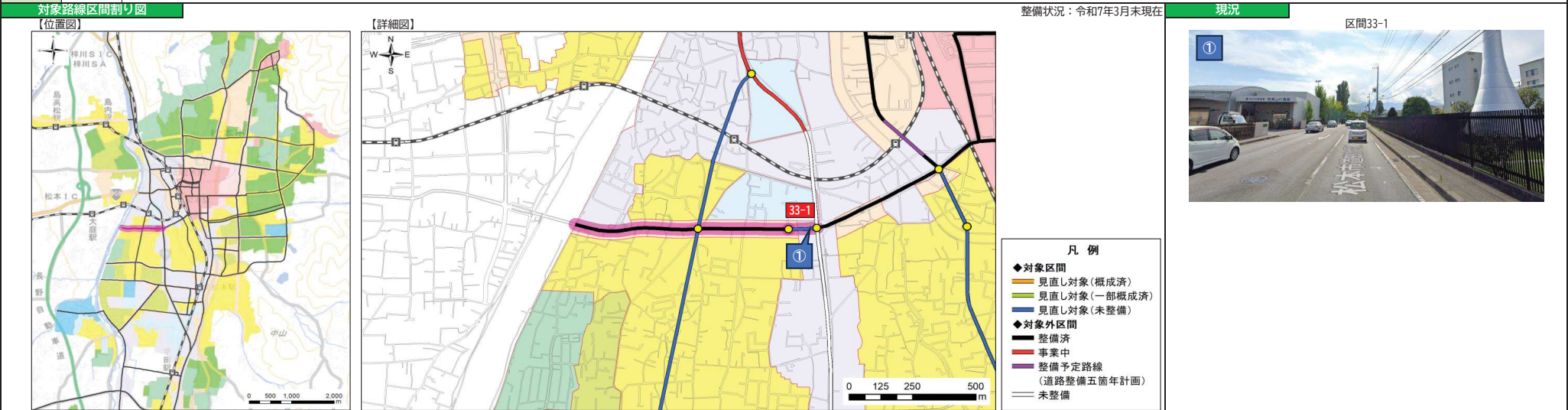
区間番号	区間の現況と計画					必要性検討指標																		代替性検討指標	検証1	検証2	総合評価（見直し素案）			
	区間延長（m）	沿道用途指定	現況幅員（m）	整備状況	計画幅員（m）	都市環境機能		都市防災機能				収容空間機能		市街地形成機能				交通機能												
						土地利用緩衝機能	幹線道路網密度の向上機能	緊急輸送機能	避難支援機能（地震災害）	消防活動困難区域の解消機能	延焼遮断機能	避難支援機能（洪水災害）	電線共同溝の収容機能	公共交通運行支援機能	都市機能誘導機能	居住誘導機能	開発計画支援機能	開発計画支援機能	トラフィック機能	渋滞緩和機能	中心市街地通過交通抑制機能	自転車の安全性確保機能	歩行者等の安全性確保機能					道路の連続性確保機能	観光施設へのアクセス機能	
31-1	730	工／住	-	未整備	12	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	9	評価対象外	-	-	存続候補
31-2	820	住	-	未整備	12	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	8	評価対象外	-	-	存続候補
31-3	450	住	-	未整備	12	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	5	代替性なし	連続性により必要あり	-	存続候補

注1) 沿道用途指定：住→住居系用途地域、商→商業系用途地域、工→工業系用途地域、調→市街化調整区域

注2) ○：必要性該当あり

各区間において延長が最長の沿道状況を反映

路線番号・路線名	3・5・33 鎌田両島線	計画延長	930m	代表幅員	12m	車線数	2車線
都市計画決定経緯							
当初決定	S63.7.6	廃止された区間の約170m北側に3・5・33鎌田両島線を追加決定 L=970m W=12m					
第1回変更	H10.2.13	起点及び交差点区域変更 L=930m(R19拡幅決定に伴う)					
第2回変更	H12.2.21	法改正及び政省令の改正に伴う車線数の追加					



区間番号	区間の現況と計画					必要性検討指標																		代替性検討指標	検証1	検証2	総合評価（見直し素案）
	区間延長（m）	沿道用途指定	現況幅員（m）	整備状況	計画幅員（m）	都市環境機能		都市防災機能				収容空間機能		市街地形成機能				交通機能									
						土地利用緩衝機能	幹線道路網密度の向上機能	緊急輸送機能	避難支援機能（地震災害）	消防活動困難区域の解消機能	延焼遮断機能	避難支援機能（洪水災害）	電線共同溝の収容機能	公共交通運行支援機能	都市機能誘導機能	居住誘導機能	開発計画支援機能	開発計画支援機能	トラフィック機能	渋滞緩和機能	中心市街地通過交通抑制機能	自転車の安全性確保機能	歩行者等の安全性確保機能				
33-1	120	住／工	12	未整備	12	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	9	評価対象外	-	-	存続候補

注1) 沿道用途指定：住→住居系用途地域、商→商業系用途地域、工→工業系用途地域、調→市街化調整区域

注2) ○：必要性該当あり

各区間において延長が最長の沿道状況を反映

注1) 沿道用途指定：住→住居系用途地域、商→商業系用途地域、工→工業系用途地域、調→市街化調整区域 各区間において延長が最長の沿道状況を反映
注2) ○：必要性該当あり

